「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」一部変更案に関する意見募集の結果について

令 和 ８ 年 ３ 月 31 日
内閣府地方創生推進事務局

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に基づく「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」一部変更案について、令和８年２月 10 日から令和８年２月 16 日まで電子政府の総合窓口　パブリックコメントのページに掲載することにより御意見を募集したところ、７件の御意見を頂きました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する考え方について、別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも中心市街地活性化施策の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

１．意見募集期間及び提出方法

（１）意見募集期間

令和８年２月 10 日（火）から令和８年２月 16 日（月）まで

（２）意見提出方法

意見募集フォーム又は郵送

２．意見募集の結果

（１）提出者数：７（個人７、団体０）

（２）意見総数：７件

３．提出された御意見とそれに対する考え方

別紙のとおり

４．閣議決定日・施行日

令和８年３月 31 日（火）

「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」一部変更案に関する意見募集の結果と対応

別紙

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方	修正内容
1	第１章１	歩いて暮らせる ⇒ 居心地が良く歩きたくなる と修正しているがこの部分に明確に反対する。（つまり原案通りを強く要望したい。） 理由 居心地が良く ⇒ 主観的 歩きたくなる ⇒ 主観的 いずれも原案文面に比較して主観的な要素が強い。原案文面で意味が充分通る。 むしろ、歩いて暮らせる と明記することにより、 すぐ前の「都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ」という文言とも十二分に関係する実効性のある文言ともなる。 「都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ」ることと、＜居心地が良く歩きたくなる＞こととは直接関連しない。なぜならたとえ拡散していても、居心地のよく歩きやすい道が整備されれば、歩きたくなるという感情は反例として自明である。 よって修正案は不可とし、原文通りとするか、または＜居心地が良く歩きたくなる＞を入れたいのであれば、前後も含めて適切に修正することを要望したい。	「都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけること」については、立地適正化計画等により、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を推進する枠組みがあり、「居心地が良く歩きたくなる」は、集約された都市の中心部をどのように質的に再生するかに関する施策と、相互に補完するものとして位置づけられています。 また、「居心地が良く歩きたくなる」は、「歩いて暮らせる」だけではなく、人々がその場に滞在し、にぎわいの創出を図ることにも重要であり、居心地が良く歩きたくなるまちづくりを進めていくため、原案のとおりとさせていただきます。	原案どおり
2	全般	中心市街地の活性化策において、少子化や労働力不足への対応として外国人労働者や外国人居住者の増加を前提とする方向性には強い懸念を抱く。労働力不足という問題を外国人受入れで補う政策は短期的対処に過ぎず、本来は日本人が働き続けられる賃金水準や労働環境の整備を優先すべきである。 また、外国人居住者の増加は治安や地域コミュニティに影響を及ぼす可能性があり、欧州諸国では移民政策が社会の分断や治安悪化を招いた例もある。さらに、治安対策や在留管理により警察や入管の業務負担が増え、現場の疲弊や人材不足を招くことも懸念される。移民の受入れは後戻りが困難であり、社会的責任も重い。中心市街地の再生は外国人流入に依存するのではなく、日本人が安心して働き住める環境整備によって進めるべきであり、本方針の方向性には反対する。	中心市街地活性化制度は、中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上を推進するために、人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、子ども・子育て世代や高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現することを目標としております。 このような目標を達成するために、各市町村が地域の実情を踏まえ、様々な事業を実施することとなっており、いただいた御意見は、中心市街地の活性化施策の目的とは直接関係するものではないとお見受けいたしますが、御意見として承ります。	原案どおり
3	全般	街の賑わいを取り戻すための2つの方策 1. 物流やインフラを維持するコストがあまりに高すぎる僻地はいっそのこと捨てるべき。そうした地域の住人を市街地に集め、コスパを良くすべき。 2. 東京・大阪・京都などはインバウンドなどでオーバーツーリズムが発生しており本当にひどい状況である。インバウンドの多い都道府県では、外国人向け消費税免税制度を廃止し、地方のみ維持することで地方に人を分散させるべき。	中心市街地活性化制度は、中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上を推進するために、人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、子ども・子育て世代や高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現することを目標としております。 このような目標を達成するために、中心市街地と郊外の連携を含め、各市町村が地域の実情を踏まえ、様々な事業を実施することとなっておりますので、いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、消費税免税制度の件は、中心市街地の活性化施策とは直接関係するものではないとお見受けいたしますが、御意見として承ります。	原案どおり
4	全般	人は、行政の効率化の為に 生きているわけではないぞ。 人口減少で インフラ等の再編集が必要なのは解るが、それは 過疎地を切り捨てて良いという事ではない。 中心市街地の整備条件に、「周辺地域へのアクセス」（無料・低料金コミュニティバス等）の確保を 盛り込むべきだ。 また、効率化だけ目指して、過去の都市計画の様な 破綻した集中化をしては、元も子も無い。 一定割合の 自然公園の整備を義務付けるなど、極端な開発集中に陥らない指針を 盛り込むべきだ。 開発一辺倒だった これまでと違い、今後は 土建業に 自然再生工事をさせる必要がある。 都市計画を通して、環境型の工事を賄える業者を、育てるべきだ。	中心市街地活性化制度は、中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上を推進するために、人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、子ども・子育て世代や高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現することを目標としております。 このような目標を達成するために、中心市街地と郊外の連携を含め、各市町村が地域の実情を踏まえ、様々な事業を実施することとなっておりますので、いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり
5	第１章１ 第10章１	第１章１．及び第１０章１．の「歩いて暮らせる」という文言には、自動車等の交通手段がなくても徒歩で生活できるという意味があったと思われる。 ところが、「居心地が良く歩きたくなる」では、この意味がなくなってしまい、妥当でない。 なお、第１章２．にも、「歩いて暮らせる」という文言がある。	「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりでは、まちなかを車中心から人中心の空間へと再構築し、まちなかにおける広場の整備や空地の利用等を進め、人々が滞在できる空間を確保するとともに回遊性の向上を図ることを目的としており、ご指摘の「自動車等の交通手段がなくても徒歩で生活できるという意味」も含まれております。このため、原案のとおりとさせていただきます。	原案どおり

No.	該当箇所	お寄せいただいた御意見	御意見に対する考え方	修正内容
6	全般	私は、20年年地方の40万人の地方都市に常駐勤務しています。また地元の大学の修士課程の論文で、この中心市街地の施策の変遷と検証を行いました。全体中心市街地のある一部を定め、居心地の良さのソフトの検証をしました。結果から（一部の方しか評価はないですが）滞在・交流の場が創出でき、個別ヒアリングからあきらかに身の丈にあった活性化の成果があります。今後は平日の稼働の向上、エリアマネジメント体制の確立と経済的自立、公民連携により自立的循環サイクルの構築があれば更によくなるのでは、と結論づけました。当初の補助金活用や制度からの自立です。経済合理性や賑わいやイベントではなく、まずそこに住んでよかった、ちょっと歩こうか、みんなで話すため立ち寄ろうといった人の動き目を向けた居心地の良さの検証は、比較や数字で明確さを必要とする方にはインパクトが薄いようです。（他の地区と比較することでもなく）そこに住んでいる魅力の発見です。「一体型滞在快適性向上事業」の実施でこの地方都市は成果がでています。魅力の創設から展開が楽しみです。	御意見として承ります。	原案どおり
7	全般	・該当箇所 全体的に（記述が無いので行う意見である。） ・意見内容 防犯に対しての記述がすっぽり抜けているように思われた。 犯罪が増えると市民にとって住みよくない街になるし、また評価・警戒からその都市に移住する人も減る事になるので、防犯について重んじるような街作りをするような記述にしていただきたいと考える。 また、街の緑（植物）についての記述が無いのも幾分か気になった。 街においての緑は、ストレス緩和や化学的な意義があるものであるので、これもまたそれなりに重んじるべきものであると考える。もちろん各種の街作りの法令・通知等でその意義や義務についての記述がなされていると思われるのではあるが、一応、その記述も行っておいた方が良いのではないかと考える。 意見は以上である。	中心市街地活性化制度は、中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上を推進するために、人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、子ども・子育て世代や高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現することを目標としております。 このような目標を達成するために、各市町村が地域の実情を踏まえ、様々な事業を実施することとなっておりますので、いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり